

答申第 774 号

諮問第 1242 号

件名：子育て支援課長が作成した開示請求人との面談記録等の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 25 年 8 月 26 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

開示請求に各割る文書は、A さんが教育委員会職員であった時期に、直接係っているから、行政文書として、子育て支援課に存在する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件開示請求は、平成 25 年 8 月 26 日付けの 2 件の開示請求書によってなされたものである。本件開示請求書には、いずれも「子育て支援課に対する開示請求」と明記されていた。よって、本件請求対象文書は、愛知県健康福祉部子育て支援課（以下「子育て支援課」という。）が管理する文書のうち、次の文書であると解した。

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 は、開示請求者と電話や面談等により、やり取りを記録した文書のうち、開示請求日時点の子育て支援課長（以下「子育て支援課長」

という。)が作成したものであると解した。

イ 文書 2 について

文書 2 は、子育て支援課長が、開示請求者から入手した文書であると解した。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、知的障害(者)、自閉症(者)及び発達障害(者)の定義の有無に関する子育て支援課長の持論が記載されている文書であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

子育て支援課における行政文書又は個人情報の開示に係る事務手続については、愛知県情報公開事務取扱要領(平成 13 年 3 月 30 日付け 12 広報第 98 号県民生活部長通知)又は愛知県個人情報保護事務取扱要領(平成 17 年 3 月 30 日付け 16 広報第 1021 号県民生活部長通知)に基づき実施しており、実務においては、開示請求者と電話や面談等によるやり取りについては、施設・管理グループの職員が担当している。

子育て支援課長は、開示請求者と電話や面談等によるやり取りをしたことはないため、文書 1 及び文書 2 の文書を作成又は取得していない。

念のため、子育て支援課において、文書 1 及び文書 2 の文書の有無を探索したが、存在しなかった。

イ 文書 3 について

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条第 2 項において「この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。)(後略)」と規定されている。

また、発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 2 条第 1 項では「この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と規定され、さらに同条第 2 項では「この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう」と規定されている。

文書 3 に記載のある知的障害(者)、自閉症(者)及び発達障害(者)の定義の有無については、これらの法律が関連するものとして想定されたが、子育て支援課においては、これらの法律の他には独自の見解を有するものではなく、また、文書 3 に該当するような文書を作成しておかなければ、事務の遂行に支障を来すという事例もない。

念のため、子育て支援課において、文書 3 の有無を探索したが、存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不開示（不存在）決定とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び異議申立人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書の特定については、実施機関が作成した不開示理由説明書に記載されており、当審査会において、当該不開示理由説明書を異議申立人に送付して意見を求めたところ、異議申立人から意見はなく、意見陳述の機会を設ける旨の通知に対しても回答はなかった。

したがって、当審査会においては、実施機関が行った文書の特定には、誤りがないものとして以下検討する。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 及び文書 2 について

実施機関によると、子育て支援課においては、課長が開示請求者と面談等によるやり取りをすることはしないため、文書 1 及び文書 2 を作成又は取得していないとのことである。

子育て支援課において、課長が開示請求者と面談等によるやり取りをすることがないのであれば、文書 1 及び文書 2 を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書 3 について

実施機関によると、子育て支援課においては、知的障害等の定義について、児童福祉法や発達障害者支援法の他には独自の見解を有するものではなく、また、文書 3 に該当する文書を作成しておかなければ、事務の遂行に支障を来すという事例もないとのことである。

子育て支援課において、知的障害等の定義について独自の見解を有さず、また、事務の遂行に支障を来すこともないのであれば、文書 3 を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

子育て支援課に対する開示請求

文書1 現在の子育て支援課長が作成した開示請求人との面談記録（現在管理しているもの）

文書2 現在の子育て支援課長が開示請求人から入手した文書（現在管理しているもの）

文書3 現在の子育て支援課長の持論が記載されている文書

①知的障害（者）の定義の有無に関して

②自閉症（者）の定義の有無に関して

③発達障害（者）の定義の有無に関して

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26. 1. 7	諮問
26. 6. 23	実施機関から不開示理由説明書を受理
26. 7. 4	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27. 3. 26 (第 453 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
27. 9. 1 (第 466 回審査会)	審議
28. 3. 7 (第 483 回審査会)	審議
28. 5. 13	答申